



神奈川県水道ビジョンの改定について

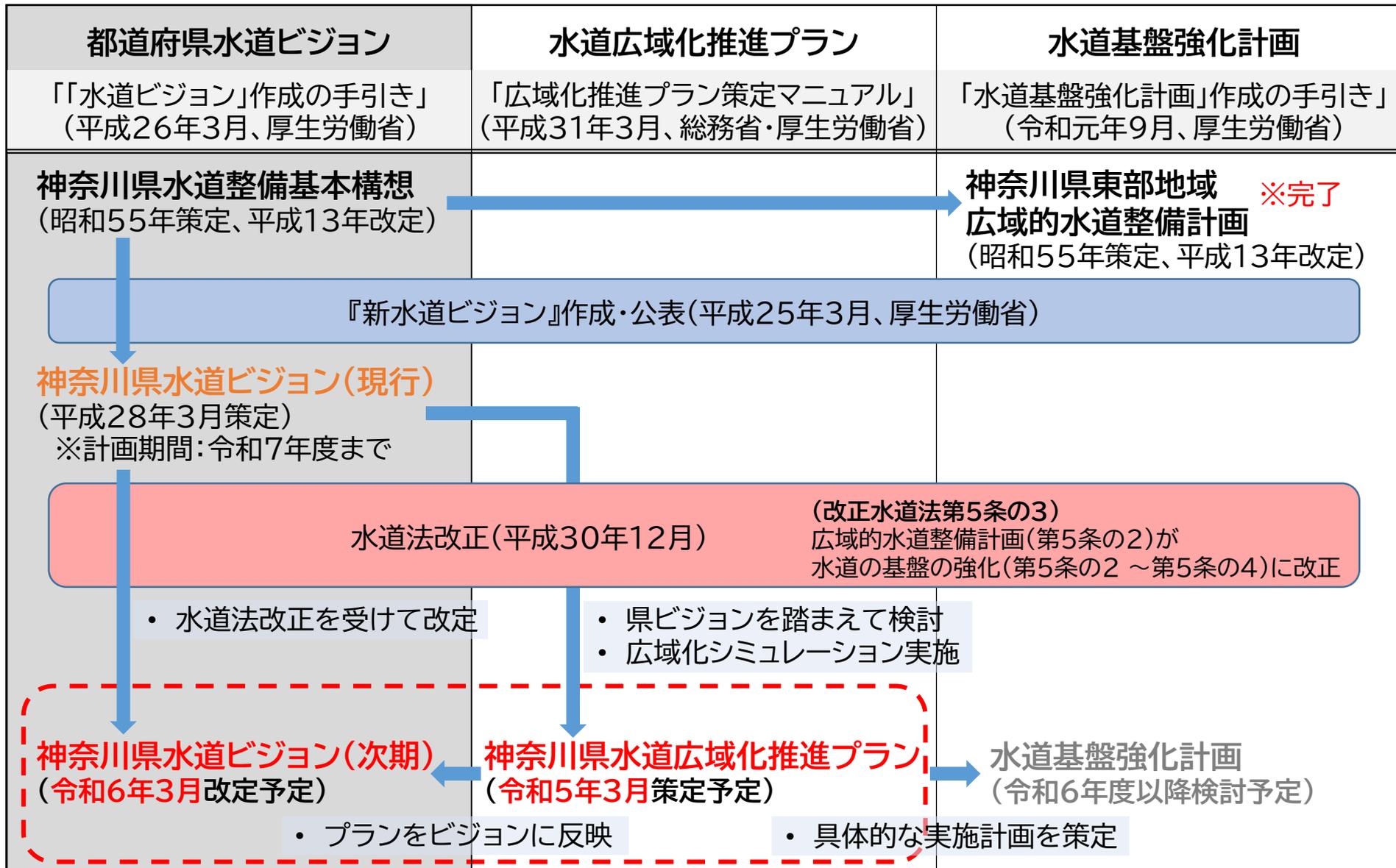
神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課
神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室

神奈川県水道ビジョンの改定について

1. ビジョン改定の方向性
2. 次期ビジョンの変更点
3. 次期ビジョンの目次・構成(案)
4. ビジョン改定の検討体制
5. ビジョン改定までのスケジュール
6. 各圏域の検討状況

1. ビジョン改定の方角性

水道関連計画の変遷と次期ビジョンの位置づけ



水道基盤強化計画、都道府県水道ビジョン及び水道広域化プランの関係性について(令和元年9月29日付け薬生水発0930第4号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)を参考に作成

A) 改正趣旨

- 人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、所要の措置を講ずる。

B) 改正事項

- 関係者の責務の明確化
- 広域連携の推進
- 適切な資産管理の推進
- 官民連携の推進
- 指定給水装置工事事業者制度の改善

水道法の改正(平成30年12月)について

C) 県に求められている役割

改正事項	項目	役割
関係者の責務の明確化	基盤強化の推進役 (施策の策定、推進又は実施)	国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならない。
	広域連携の推進役	都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない。
広域連携の推進	水道基盤強化計画の策定	都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる。
	広域連携推進協議会 (法定協議会)の設置	都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができる。

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の背景・概要(厚生労働省水道課)より作成

次期「神奈川県水道ビジョン」策定の方向性

A) 現行「神奈川県水道ビジョン」

- 『「都道府県水道ビジョン」作成の手引き』(H26年3月)を基に作成



持続

安全

強靱

3つの視点は継承しつつ、法改正など
環境の変化に対応

B) 次期「神奈川県水道ビジョン」

- 現行「神奈川県水道ビジョン」(H28年3月)をベースに改定
- 中間点検での課題を踏まえた見直し(できる限り**定量的な目標設定**等)



水道法改正(平成30年12月)の趣旨を反映

- **広域連携の推進方針**の明記(水道広域化推進プランを反映)
- **圏域**の変更

2. 次期ビジョンの変更点

- ビジョンの計画期間(案)について
- 圏域の変更
- 分析・評価項目の設定

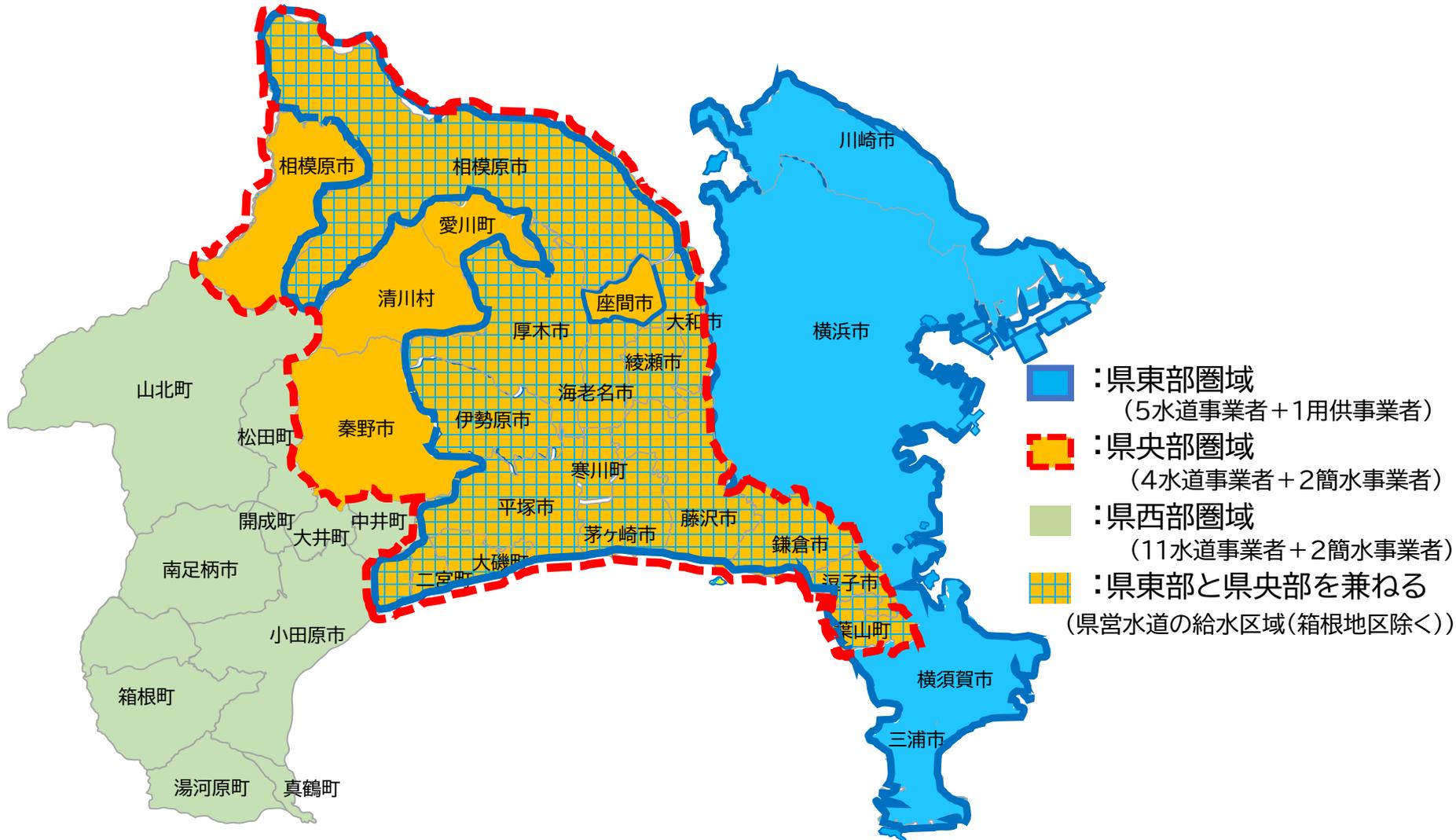
ビジョンの計画期間(案)について

- 現行ビジョンは当初の計画期間を変更し、**前倒して改定**
- 次期ビジョンは4年毎に中間点検を行うこととし、計画期間は**12年**



圏域の変更

■ 現行:1圏域2エリア → 次期:3圏域へ変更



■ 3圏域へ変更する理由

- 現行の共同水源エリアは、既に広域連携等の検討を行っているため、そのまま県東部圏域とする。
- 現行の個別水源エリアは、既に広域連携等の検討を行っている県西部と、これまで検討を進めていなかった県中部に分ける。さらに県中部には県営水道を含め、新たな検討体制を設けることで、地域の実情に合った圏域とする。

■ 県営水道が県東部及び県中部圏域を兼ねる理由

- 県営水道は、これまでも県東部圏域の各事業者と広域連携等の検討を進めている。一方、これまで検討体制の無かった県中部での検討を始めるにあたり、座間市・秦野市は県営水道から一部受水しており、愛川町・相模原市は行政区域内で県営水道が水道事業を行っているなど、県営水道との関わりが深いことから、県営水道を含めた検討がより効果的と考えられる。

■ 現行ビジョンと中間点検での課題

A) 現行ビジョンにおける目標設定とフォローアップ

a. 現状の分析・評価

- 水道統計やPIを活用し、エリアごとに全国値と比較などして分析・評価

b. 今後10年間の目標設定

- 現状の分析・評価から抽出した課題を基に、**定性的な目標**を設定
(定性的な目標の例：「～を確保」、「～を強化」、「～を充実」)

c. フォローアップ

- 業務指標等を活用し、進捗状況・目標達成状況を定期的に把握

B) 現行ビジョン中間点検での課題

- 計画期間(10年)の中間である5年目に40項目の点検を実施
- 策定時同様、業務指標や統計数値の比較で進捗度を一定程度測定
- しかし、**定量的な目標設定がなかった**ことから、取組ごとの達成度を評価するまでには至らなかった

分析・評価項目の設定 ②

- 次期ビジョンでは、現行ビジョン及び中間点検での課題を解消するため、以下の事項について策定時に検討する
 - A) 「現状分析と評価」、「将来目標の設定」、「フォローアップ」の各段階における評価項目を整合(共通化)し、わかりやすい評価方法を確立
 - B) 可能な限り定量的な目標設定(定量的な評価が難しい場合のみ定性的な目標とする)
 - C) 策定後の実施体制及びフォローアップ体制(中間点検サイクル)を明記

3. 次期ビジョンの目次・構成(案)

次期ビジョンの目次・構成(案) ①

項目※1	主な内容※2	現行ビジョンからの 変更点
<p>1. 策定の趣旨 (計画期間はP.8に事務局案を提示)</p>	<p>必要性 対象地域・目標年度</p>	<p>目標年度(計画期間) を変更</p>
<p>2. 一般概況 (時点修正のため説明省略)</p>	<p>地勢・人口・産業 水資源</p>	
<p>3. 水道の現況 (資料4で記載内容を説明)</p>	<p>普及状況 水源 施設 管理(職員)体制 経年化・耐震化 <u>経営状況</u> 広域連携の取組 ビジョン策定状況 アセット実施状況 水安全計画策定状況 <u>災害時の連携体制</u></p>	<p>記載内容を増補 広域化推進プランを 反映させるため、 経営状況 例：更新費用 給水収益 収益性 経営安定性 等を追加</p>

※1 『「都道府県水道ビジョン」作成の手引き』(H26年3月)に準拠

※2 「水道広域化推進プラン」を反映させた内容とする(表中では下線で表示)

次期ビジョンの目次・構成(案) ②

項目	主な内容	現行ビジョンからの 変更点
<p>4. 圏域の区分の設定 (P.9で変更後の3圏域を図示)</p>	<p>圏域の設定</p>	<p>3圏域に変更</p>
<p>5. 将来の見通し (次回以降の会議で審議)</p>	<p>都道府県及び各圏域 の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>更新需要</u> ・ <u>財政収支</u> 	<p>広域化推進プランを 反映するため、 見通しの推計方法を 全面的に変更</p>
<p>6. 現状分析と評価、課題の抽出 (P.11～分析・評価項目への考え方を 説明 [次回以降の会議で審議])</p>	<p>水質汚染リスク 耐震化 災害時対策 老朽化 財源確保 <u>更新需要の増大</u> 人材確保</p>	<p>「7. 将来目標の設定」 「8. フォローアップ」 とも整合する分析・評 価項目を設定</p>

次期ビジョンの目次・構成(案) ③

項目	主な内容	現行ビジョンからの 変更点
<p>7. 将来目標の設定とその実現方策 (次回以降の会議で審議)</p>	<p>理想像 実現方策 推進の目標設定 発展的広域化具体策 (=広域化推進プラン) <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>パターン設定</u> ・ <u>シミュレーション</u> ・ <u>推進方針</u> ・ <u>具体的取組内容</u> ・ <u>スケジュール</u> </p>	<p>広域化推進プランを反映させるため、広域化具体策を拡充</p> <p>将来目標として「6. 現状分析」「8. フォローアップ」とも整合する評価項目・目標値を設定</p>
<p>8. フォローアップ (次回以降の会議で審議)</p>	<p>実施体制の構築 進捗評価と公表</p>	<p>実施体制として、広域連携調整会議及び幹事会を位置づけ</p> <p>進捗評価の頻度・方法を策定時に明記</p>

4. ビジョン改定の検討体制

ビジョン改定の検討体制

神奈川県水道事業広域連携調整会議

- 目的**
- 県内の水道の基盤強化
 - 市町村の区域を超えた水道事業者等の多様な広域連携について、総合的に調整し、合意形成を図る
 - 会議における審議を円滑に進めるため幹事会を設置
 - 設置:R3.6

構成員 県及び全水道事業者21者

事務局 政策局政策部
土地水資源対策課水政室

意見を相互に踏まえ、より**実効性の高い**計画を策定

<県東部>

5事業者
水道事業
連携推進会議
(**県営水道**、横浜、川崎、横須賀、県内広域水道企業団)

<県西部>

県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会
(県、小田原、南足柄、中井、大井、松田、山北、開成、箱根、真鶴、湯河原)

<県央部>

県央地域における水道事業の広域化等に関する検討会
(県、**県営水道**、座間、秦野、愛川、相模原、清川)

(仮称)
三浦市水道事業の広域化等に関する検討会
(**構成員 調整中**)

神奈川県水道ビジョン検討会

- 目的**
- 有識者等の意見を聴取
 - 「神奈川県水道ビジョン」の改定及び「神奈川県水道広域化推進プラン」の策定に反映
 - 設置:R3.8

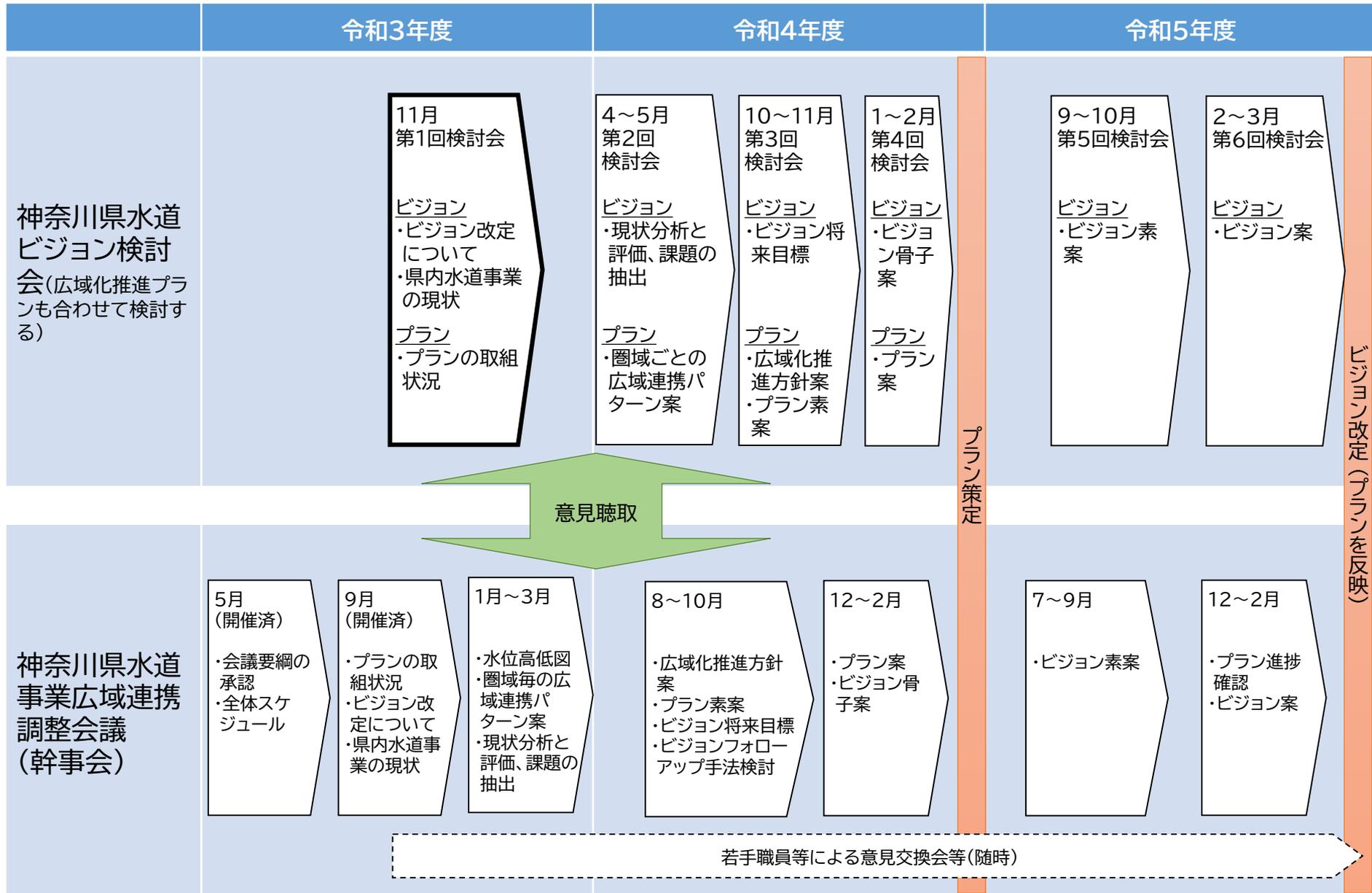
構成員 水道に関する有識者:5名
公募県民:1名

事務局 健康医療局生活衛生部
生活衛生課

設置期間 令和3年度～令和5年度

5. ビジョン改定までのスケジュール

ビジョン改定までのスケジュール



プラン策定

ビジョン改定(プランを反映)

6. 各圏域の検討状況

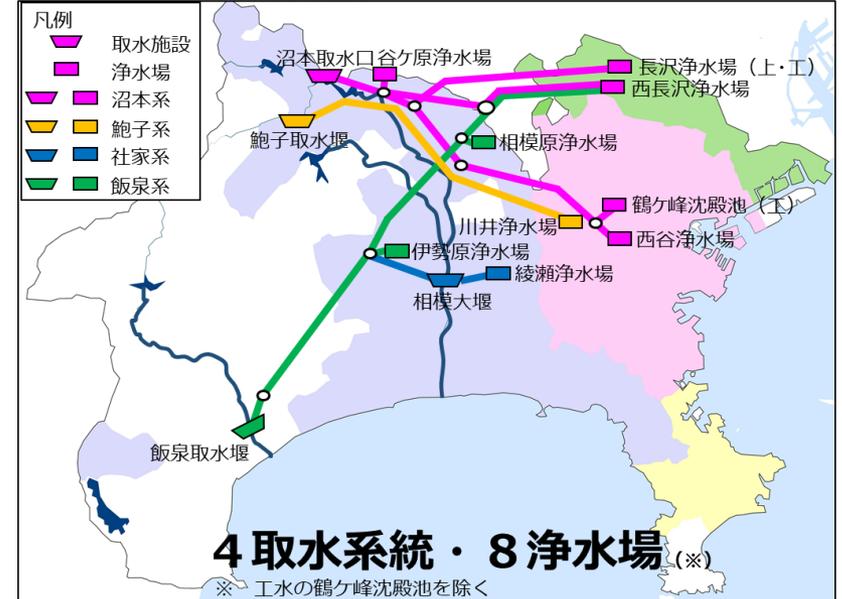
【県東部】5事業者の取組

- 4事業者(横浜、川崎、横須賀、県営水道)は、古くから共同で水源開発に取り組んできた。その後も、水道用水の広域的有効利用、重複投資の回避等を目的に神奈川県内広域水道企業団を設立し、5事業者でのさらなる連携強化が図られてきた。
- 現在は、最適な水道システム実現に向けた次の取組を進めている。
(1) 5事業者全体で最適な施設配置実現に向けた取組
将来的に8浄水場への再編が、現時点で考え得る最適な施設配置であることを確認し、実現に向けて一体となって取り組んでいる。

再構築前の状況(H19)



再構築後の施設配置のイメージ



ダウンサイジング

(2)取水から浄水までの一体的運用の仕組みづくり

平常時の効率的かつ安定的な給水と、災害時のバックアップ体制をより強固にするため、現在複雑化している水利権の整理と取水・浄水の一体的運用を行うための検討を進めている。

(3)上流取水の実現に向けた取組

エネルギー消費量の削減や原水水質の向上、災害によるリスク低減などを図るため、上流からの取水を優先するための検討を進めている。

- 上流取水の実現には、利水の視点だけではなく、河川流量の変化による環境への影響や、洪水調節機能といった治水への影響等、多角的な視点での検討が必要であり、神奈川県全体の水資源政策やエネルギー問題、治水や環境といった総合的な観点での検討が必要である。

【県東部】5事業者の取組への県の支援

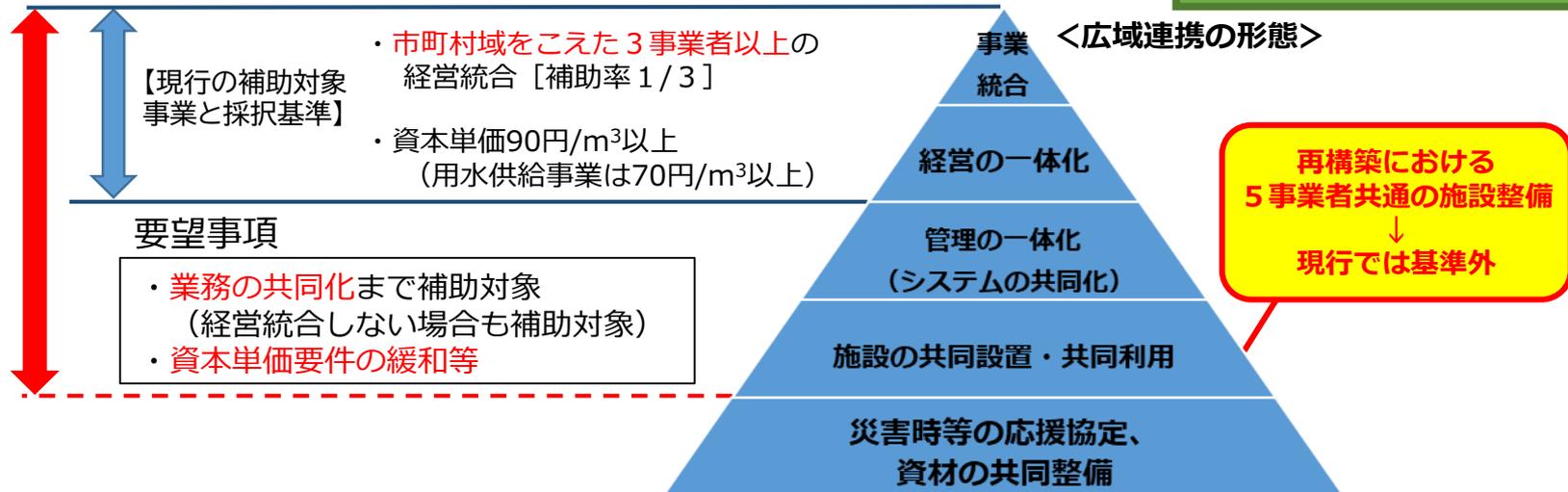
県では、5事業者の取組に次の支援を行う。

■ 上流取水に係る利害関係者間の意見調整

5事業者による河川有識者を交えた検討会の結果を受け、県庁内の関係所属と社会的な影響を考慮したうえで調整を行い、必要に応じて県庁外の関係機関等と協議を行う。

■ 広域化に係る国庫補助事業への採択基準緩和要望

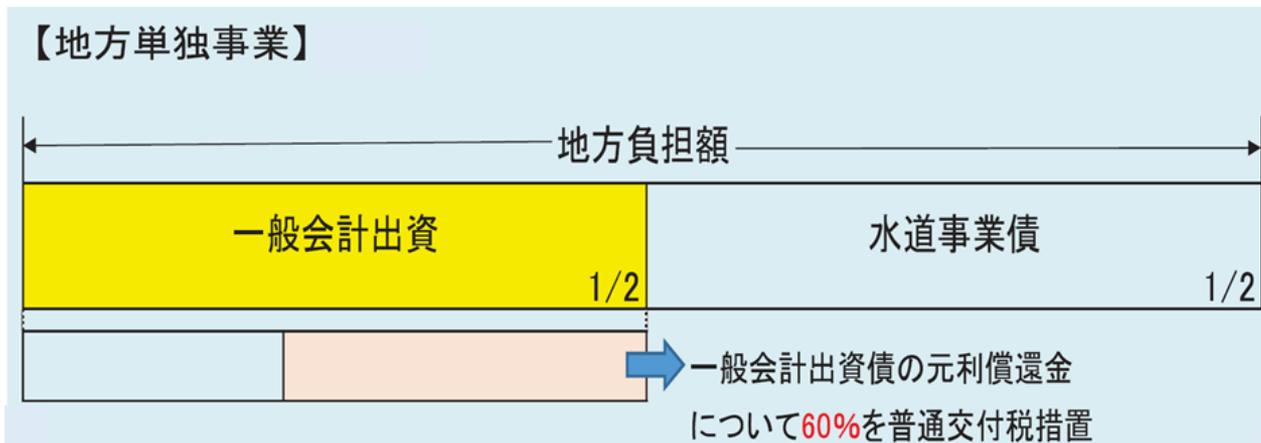
要望が通れば5事業者以外にも波及効果



■ 水道広域化推進プランに基づく地方単独事業への地方財政措置の活用

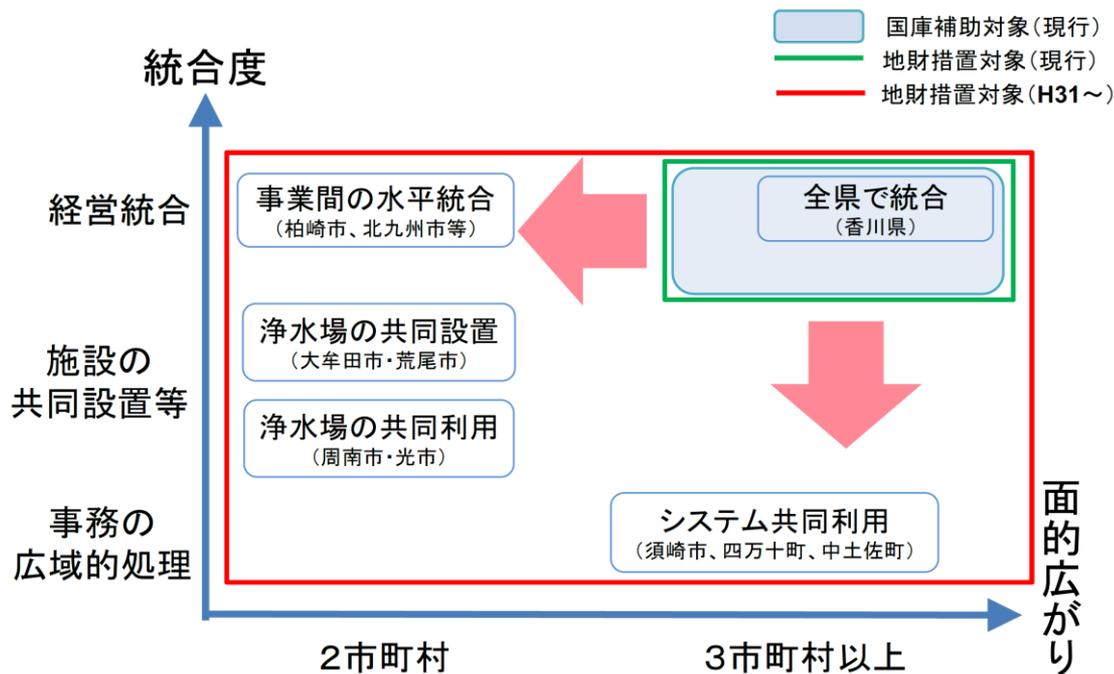
5事業者以外にも活用可能

【県東部】プランに基づく地方単独事業への地方財政措置



地方負担額の1/2が一般会計からの出資対象 (R1~)

広域化に係る地方財政措置の対象の拡充



水道広域化推進プランに基づく業務の共同化も対象

(出典:総務省HP)

【県東部】三浦市営水道事業の課題解決に向けた検討会

- 平成22年以降赤字が続いている三浦市水道事業の諸課題の整理と解決に向けた方策について、平成30年度に検討会を設置し、令和2年度末まで、県、三浦市、県営水道で検討した（横須賀市はオブザーバーとして参加）。
- 三浦市が、検討会の支援を受け実施したアセットマネジメントでは、30年後に人口が半減し、水道料金が2.7倍を超えることが浮かび上がった。
- 三浦市は、アセットマネジメントの結果を反映した「三浦市水道ビジョン」を、令和3年3月に策定した。



【県東部】三浦市水道ビジョン

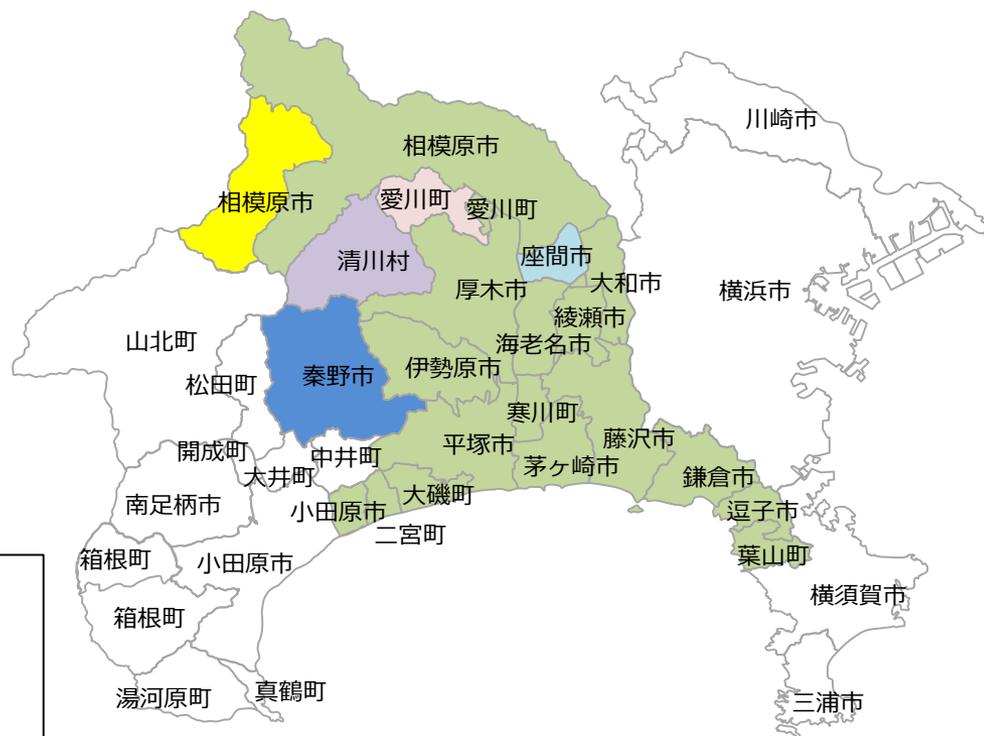
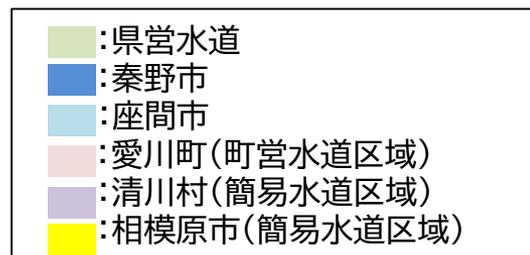
三浦市水道ビジョンの概要

三浦市の強み	耐震化が進んでいる(基幹管路の耐震適合率 98.4%)
三浦市の弱み	平成22年以降赤字、30年後人口半減し水道料金2.7倍超
今後10年間の方向性	重要給水施設管路に絞った整備計画で、市民生活への過度な影響を避けつつ料金改定を行い、一般会計の補助金を補填している現状を改善させ、 経営の安定化 を図る
経営安定化への主な取組	<ul style="list-style-type: none">・施設更新財源の確保(水道料金26%値上げ)・ダウンサイジング、スペックダウン・広域連携の推進(県営水道との統合にかかる課題の整理)
将来の理想像	経営安定化を図った上で、基盤強化をより確かなものとするため、さらなる広域化として県営水道との統合

- 県は、三浦市水道ビジョンで掲げられた経営安定化の取組に対し、市のニーズに応じた支援を今後も継続して実施する。
- 上記支援とは別に、県は広域連携のための検討体制の準備を進めている。

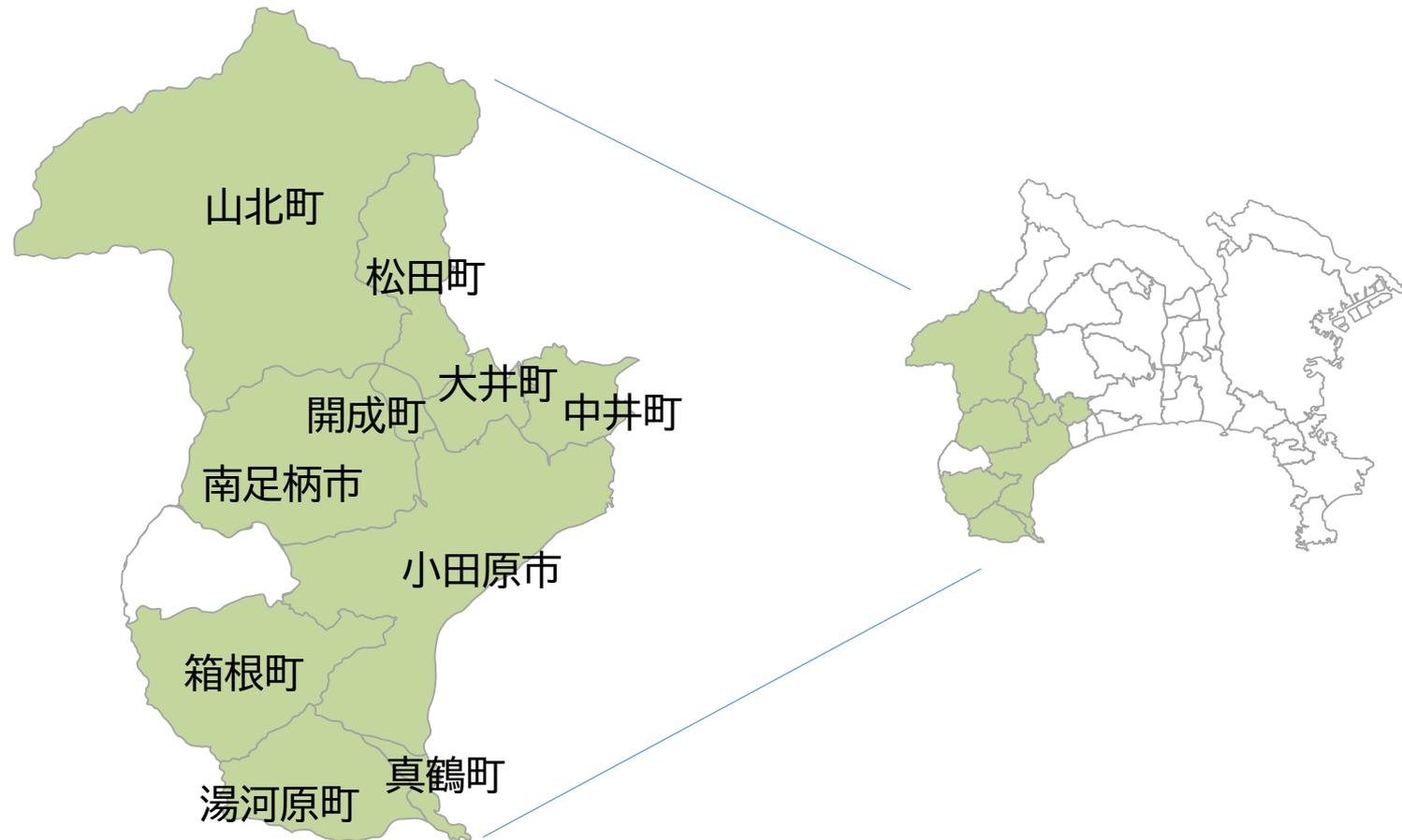
【県央部】県央地域における水道事業の広域化等に関する検討会

- 県央部圏域は、これまで広域連携に係る検討の場が無かったため、まずは業務の共同化等から検討を進めることとして、県、秦野市、座間市、愛川町、相模原市、清川村及び県営水道を構成員とする検討会を令和3年度に設置した。
- 現在は、県営水道が計画している技術系の業務システムの再構築について勉強会を行い、業務の共同化の可能性を検討する予定である。



【県西部】県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会

- 県は、県西地域2市8町の水道事業者と検討会を設置し、包括委託の導入、水質検査の共同発注、災害対策の広域連携等について、平成28年から検討を行ってきた。



【県西部】県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会

これまでの主な検討状況

共同での 包括委託 導入	内容	共同での包括委託導入とそれを活用した広域化の実現方策について、委託費のシミュレーションを実施して検討
	期間	平成28年度～平成29年度
	検討結果	<ul style="list-style-type: none">・施設統合を実施しない条件でシミュレーションを実施したため、維持管理業務のスケールメリットは限定的であるが、営業業務は一定の効果が見込める。・ただし、事業環境が様々に異なるため、すべての市町による維持管理業務を含めた包括委託の導入は現実的ではない。・今後は、課題が共通する市町間で、営業業務共同委託等の取り組みやすいものから検討を進めることが効果的である。
水質検査 業務委託の 共同発注	内容	共同発注による委託費用削減及び事務軽減効果の検討
	期間	平成30年度～令和元年度
	検討結果	<ul style="list-style-type: none">・すでに各事業者が独自に他部署の業務と共同発注する等の費用削減を図っており、これらを上回る費用削減効果は見込めない。・地方自治法上の事務の委託や代執行による事務軽減効果を検証したが、費用削減効果が少ない中で実施に踏み切るメリットを見出すことは難しく、当業務委託の共同発注は断念せざるを得ない。

【県西部】県西地域への県の支援

- 県では検討会の他に、県西地域の各事業者が単独での運営を継続した場合の課題の整理に向けて、現状把握や将来見通しの支援を個別に実施している。

支援状況	
真鶴町	アセットマネジメント策定に向け、策定委託業務の発注仕様書作成支援や、町が委託するコンサルタントとの打合せに県が参加して、助言等を行っている。
箱根町	アセットマネジメント策定に向け、策定委託業務の発注仕様書作成支援や、町が委託するコンサルタントとの打合せに県が参加して、助言等を行っている。 また、町北部に給水している県営水道との広域連携を視野に入れた支援を行う予定である。